

第3次ごせんエコモーショープラン

五泉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)



平成 30 年



五 泉 市

目 次

1. 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景	1
① 地球温暖化による影響	1
② 地球温暖化防止に向けた五泉市の取り組みと今後の課題	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 対象範囲	3
(5) 対象とする温室効果ガス	3
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	4
(1) 直近年度の温室効果ガス排出量及び傾向	4
(2) 目標	5
3. 実行プログラム	6
(1) 環境配慮行動	6
(2) 環境配慮型設備等の調達	7
4. 運営・実施体制	8
(1) 推進体制	8
(2) 進行管理の仕組み	9
参考資料	10
参考資料1 日本の温室効果ガス排出抑制に関する目標	11
参考資料2 温室効果ガスの排出係数及び地球温暖化係数一覧	12
参考資料3 対象施設等一覧	13
参考資料4 前計画(第2次計画)の取り組み結果	14
参考資料5 用語集	15

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

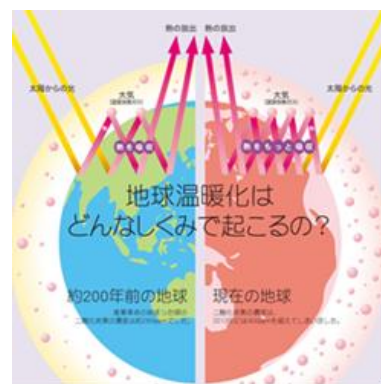
① 地球温暖化による影響

地球の温暖化とは、温室効果ガス^{*1}が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。

近年、産業の発展や森林開拓、生活向上に伴うエネルギーの大量消費等から、温室効果ガスの濃度が急増し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温の上昇（いわゆる「地球温暖化」）が進行しています。

国連気候変動に関する政府間パネル^{*2}（通称：IPCC）は、第5次評価報告書において温暖化による将来のリスクを示すとともに、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、また、その原因が主に経済成長や人口増加からもたらされた人為起源の温室効果ガスの排出としています。

そのため、地球温暖化を防止するためには、将来に向けて、温室効果ガスの排出量の削減が求められます。



1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死、健康被害)	将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク (出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)

(画像) JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センターより

② 地球温暖化防止に向けた五泉市の取り組みと今後の課題



五泉市は、市も温室効果ガスを排出する事業者であることを認識し、地域に率先した排出量の削減の取り組みを推進するため、「五泉市地球温暖化対策率先実行計画（エコモーションプラン）」を平成 19 年 3 月に策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んできました。

この計画を策定して以降、エネルギーの使用の合理化に関する法律^{*3}（以下、「省エネ法」といいます。）の改正により、各施設で消費するエネルギーの管理が求められるようになったほか、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に再生可能エネルギー^{*4}の利用拡大と節電の機運が高まりました。さらに、COP21^{*5}で日本が国際公約した「2030（平成 42）年度において、2013（平成 25）年度比 26.0%減」という高い目標を実現するため、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）では、五泉市が分類される「業務その他部門」について、「2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で約 40%削減する」という極めて高い目標が設定されました。五泉市は、この目標達成のため、温室効果ガス排出削減の率先的な実行や再生可能エネルギー等の導入拡大と省エネルギーの推進等の取り組みを一步ずつ進めていくことが求められています。

(2)計画の位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定により，地方公共団体は，「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定を義務づけられています。本計画は，同法の規定に基づく地方公共団体実行計画として位置づけるものです。

また，省エネ法第 5 条の規定に基づいて公表される「判断基準」において，事業者は，エネルギーの使用の合理化に関する「取組方針」を定めることとされています。本計画は，この取組方針としても位置付けます。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

第 21 条 都道府県及び市町村は，単独で又は共同して，地球温暖化対策計画に即して，当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し，温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～10 略

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(抜粋)

第 5 条 経済産業大臣は，工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため，次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し，工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め，これを公表するものとする。

～工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）

I エネルギーの使用の合理化の基準

ウ. 事業者は，その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を定めること。その際，取組方針には，エネルギーの使用の合理化に関する目標，設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。

(3) 計画の期間

平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間を計画期間とします。

(4) 対象範囲

- ▶ 本計画の対象となる事務事業の範囲は，本市（市長部局，教育委員会部局，上下水道局及び消防組織並びに議会事務局，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，その他の各種行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）が実施する範囲とします。
- ▶ 対象施設は，本市が設置するすべての施設を対象とします。公園，公衆トイレ，街路灯，ポンプ場，電気室等の職員が常駐しない施設であっても，エネルギー又は水道を使用する施設は対象とします。（※本計画策定時点における対象施設の一覧は資料編を参照。）
- ▶ 外部への委託等により実施する事務事業（例えば，公共工事や各種調査業務の委託等）は対象から外します。ただし，指定管理者制度^{*6}により施設運営を外部に委託した場合は，施設の所管課を通じて本計画の内容を周知し，本市に準じて取り組みを行うよう協力を求めます。

※指定管理者制度については，その制度が公の施設の管理に民間の知識やノウハウを活用し，住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としたものである一方，省エネ法では，地方公共団体が指定管理者制度施設で使用するエネルギーの管理が求められています。これらの点を踏まえ，指定管理者に対し，本市の温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みに理解をいただくとともに，当該施設のエネルギー（電気，都市ガス，LP ガス，灯油，重油）の使用量や取り組み状況等について報告を求めるものとします。

(5) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律が対象とする温室効果ガスは以下の 7 種類です。本計画では，本市におけるエネルギー利用の状況から，「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」の 3 種類を調査対象と設定しました。

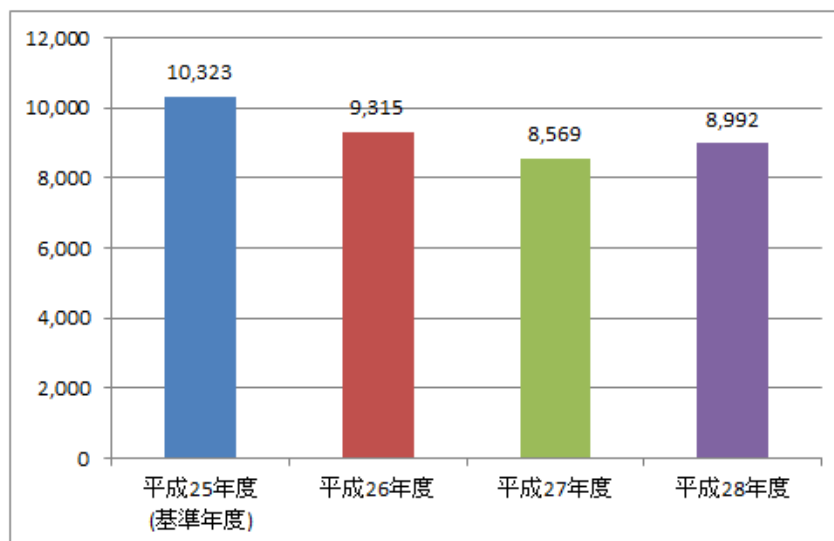
	調査対象	調査対象外
ガスの種類	二酸化炭素 (CO ₂)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
	メタン (CH ₄)	パーフルオロカーボン (PFC)
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	六フッ化硫黄 (SF ₆)
	—	三ふっ化窒素 (NF ₃)

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 直近年度の温室効果ガス排出量及び傾向

近年の五泉市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。平成 28 年度は前年度比よりも増加しましたが、いずれも基準年度を下回り、近年の温室効果ガスは概ね減少傾向にあります。

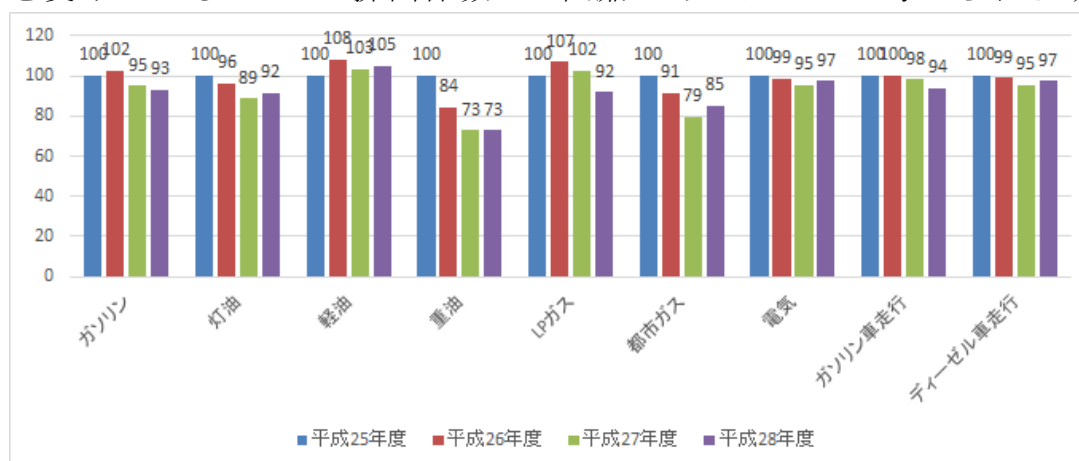
(単位 t-CO₂)



	平成 25 年度 (基準年度)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
排出量 (t-CO ₂)	10,323	9,315	8,569	8,992
対基準年度	—	▲9.7%	▲16%	▲12%
排出係数 (電気)	0.600/ —	0.591/0.405	0.571/0.386	0.556/0.480

※排出係数 (電気) については、東北電力株式会社/PPS (単位 kg-CO₂/kWh) で記載した。

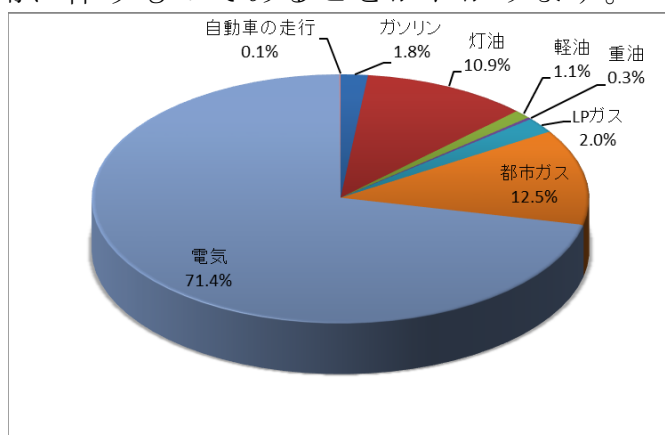
考えられる要因としては、この間、省エネ行動が定着してエネルギー使用が減少していることのほか、公立保育園 3 園の民営化により、エネルギー使用量の総量が減少したこと、一部の施設において電力供給を受けている PPS*⁷ の排出係数*⁸ が低廉であったことが考えられます。



(基準年度を 100 とした場合のエネルギーの使用傾向)

温室効果ガスの排出元の内訳に目を向けてみると，本市における排出量の大半を占めているのは電気の使用に伴うものであることがわかります。

電気使用に伴う温室効果ガス排出量については，毎年見直される電力会社の排出係数の増減に左右されます。排出係数の変動があったとしても総排出量を減少させるためには，既存の施設における節電・省エネによりエネルギー使用状況の改善を推進していく必要があります。



温室効果ガスの排出元の内訳（平成 28 年度実績）

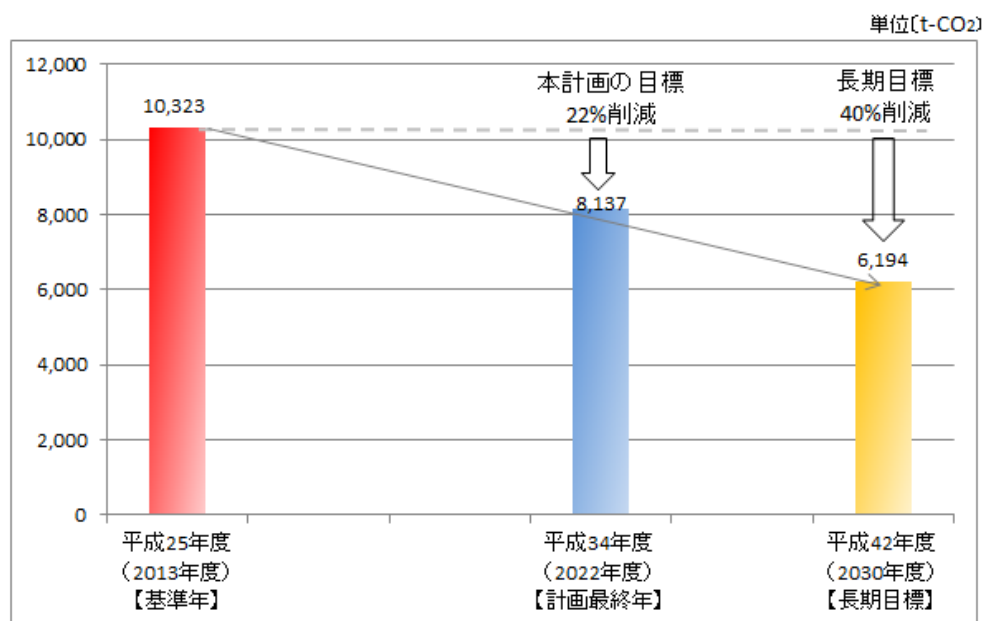
（2）目標

五泉市は，平成 34 年度までに

温室効果ガス総排出量を平成 25 年度比で **22%**削減します。



この目標は，政府の地球温暖化対策計画内における「業務その他部門」の削減目標（2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で約 40%削減）を長期目標として見据え，平成 34 年度の時点で達成すべき目標値として設定するものです。また，この目標実現のための取り組みにより，エネルギー消費原単位^{*9}を毎年 1 % 以上低減します。



3. 実行プログラム

本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を削減するため、本市が実施すべき削減行動（以下、「実行プログラム」といいます。）を定めます。また、温室効果ガスの総排出量削減に間接的に寄与する省資源やリサイクルなどの取り組みのほか、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化への取り組みについても定めます。

(1) 環境配慮行動

温室効果ガス排出量削減のためには、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が極めて重要であり、以下の取組を励行することが重要です。

① 日常業務に関する取組

	項 目	具体的行動内容
1	照明	・ 不要な場所、時間帯のこまめな消灯
2	空調	・ 空調設定温度、湿度の適正化 ・ クールビズ、ウォームビズの実施 ・ フィルター掃除等、メンテナンスを定期的実施 ・ 空調運転中の換気の適性化 ・ グリーンカーテンを活用し、夏季の空調の負荷を軽減
3	給排水・給湯	・ 給湯時には、湯沸かし器やガスコンロ等を使用 ・ 執務室における電気ポットの不使用
4	昇降機	・ 階段を積極的に利用 ・ 利用の少ない時間帯は電源オフ
5	事務機器	・ 不使用時のシャットダウン、節電モード（スリープ含む）の設定
6	公用車	・ エコドライブ ^{*10} の徹底 ・ 公用自転車の活用
7	自動販売機	・ 内部照明の消灯

② 省資源の推進

	項 目	具体的行動内容
8	用紙類	・ 両面コピーの活用や裏面利用 ・ 資料の簡略化
9	廃棄物・リサイクル	・ リフィル（詰め替え可能なもの）製品の選択 ・ ごみ分別の適正化 ・ 各課間での使用しない物品の相互融通 ・ 封筒、ファイルの再利用促進
10	物品購入	・ グリーン購入 ^{*11} の推進

(2)環境配慮型設備等の調達

個々人の努力と並行して，省エネ設備の導入による施設の省エネ化のほか，木材利用の推進等，環境に配慮した設備の調達が重要であり，以下の取り組みを推進します。

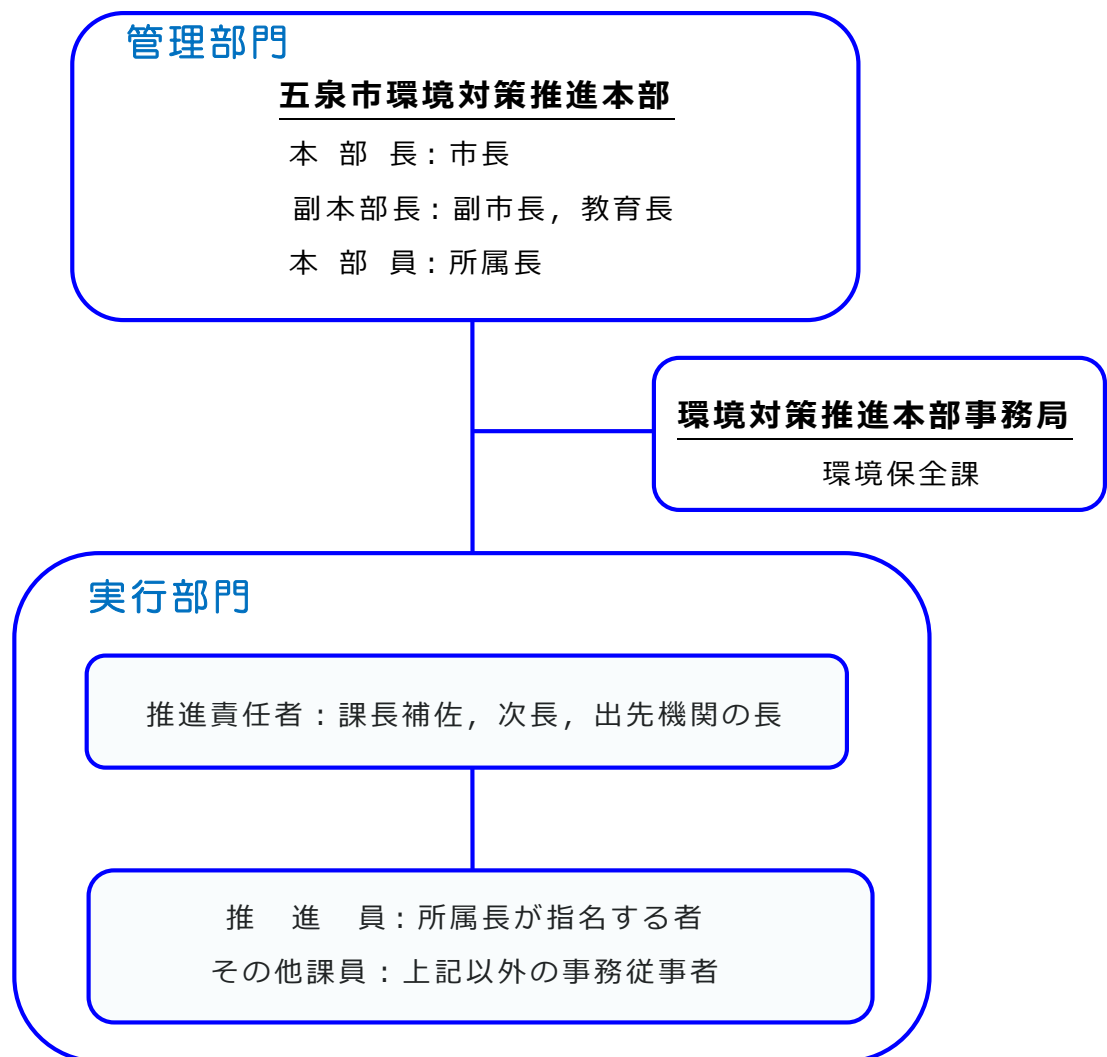
	項 目	具体的行動内容
11	照明	・ 高効率照明（LED照明）への更新 ・ 個別点灯等照明の細分化 ・ 調光制御システムの導入 ・ 人感センサーの導入
12	節水	・ センサーや節水コマの導入 ・ トイレへの擬音装置の導入
13	公用車	・ 次世代自動車^{*12}等の積極的な導入
14	再生可能エネルギー	・ 太陽光発電設備等，再生可能エネルギーの積極的な導入
15	電力の調達	・ 排出係数の低廉な事業者の選択
16	その他	・ 高効率機器^{*13}の採用 ・ 公共建築物における木材利用の推進

4. 運営・実施体制

(1) 推進体制

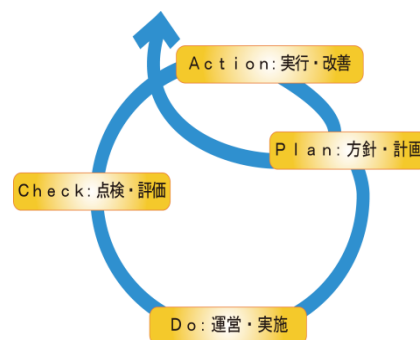
計画の進行については，次の体制で実施します。

また，この組織は，省エネ法のエネルギー管理組織としても位置付けます。



(2) 進行管理の仕組み

実行計画の推進は、右記のPDCAサイクルによるチェックフローに沿って行います。



① 計画－Plan

所属長等は、市長を長とする環境対策推進本部において決定した方針に基づき、本計画の重要性、及び実行プログラムの励行等について、所属員すなわち推進責任者及びその他課員に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行します。

② 実行－Do

推進責任者及びその他課員は、所属長の指示に基づき、事務執行の際に「実行プログラム」に示された事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務めます。

③ 点検・評価－Check

【推進責任者の実施事項】

推進責任者は、所属員に対し、実行プログラムの着実な実施について指示するとともに、所属員の取組状況を「エコ実態報告書(行動編)」に記録し、毎月1回評価を行い、定期的に事務局へ報告します。

【推進員の実施事項】

推進員は、エネルギー使用量等のデータを取りまとめ、推進責任者が所属の取組状況について把握できるようサポートします。

④ 見直し－Action

五泉市環境対策推進本部は、年に1回推進本部会議を開催し、事務局からの報告を踏まえ、各課等における進捗状況を総括し、必要に応じて計画の見直しを行います。

⑤ 実績の公表

五泉市環境対策推進本部事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、市民に公表する。

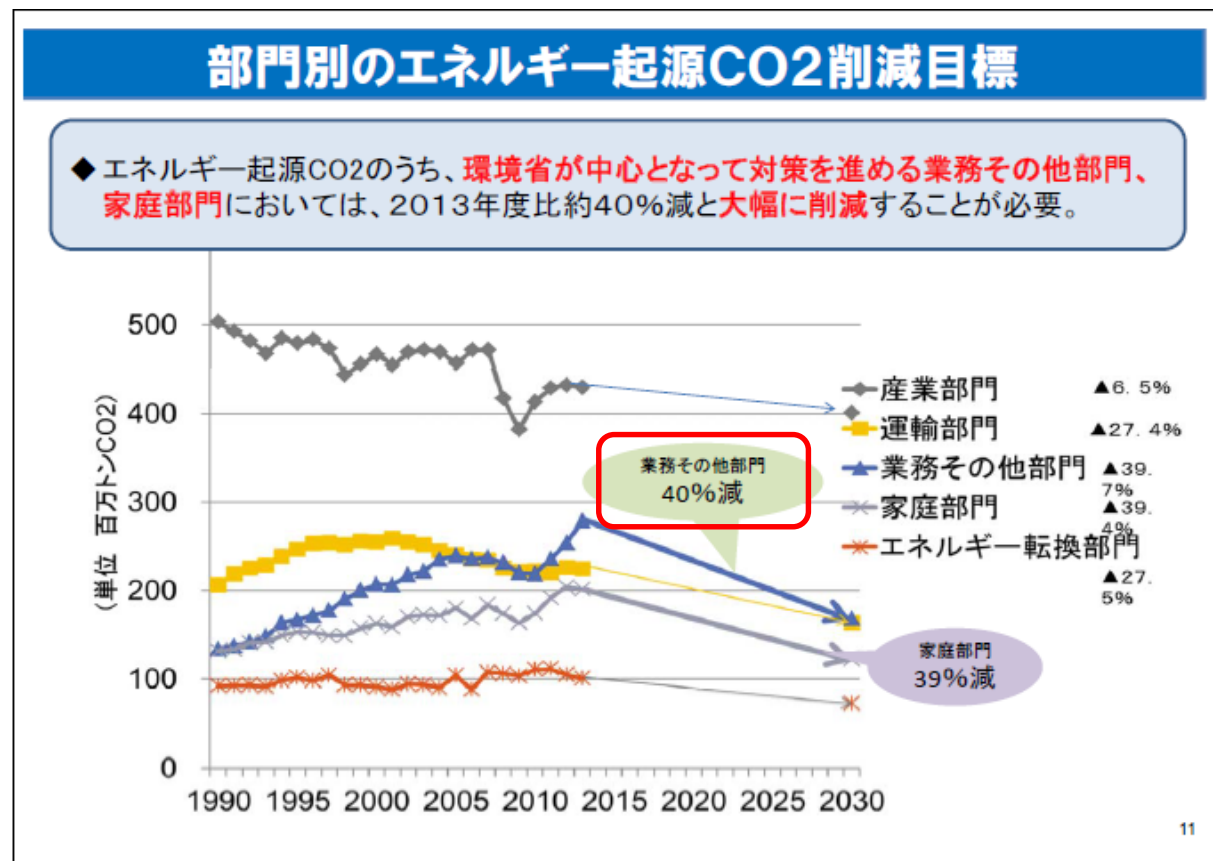
參考資料

参考資料 1 日本の温室効果ガス排出抑制に関する目標

排出抑制・吸収の量に関する目標			
➢ 我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にする。 ➢ 2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にする。			
	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の各部門の排出量の目安
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927
産業部門	457	429	401
業務その他部門	239	279	168
家庭部門	180	201	122
運輸部門	240	225	163
エネルギー転換部門	104	101	73
	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の排出量の目標
非エネルギー起源CO ₂	85.4	75.9	70.8
メタン(CH ₄)	39.0	36.0	31.6
一酸化二窒素(N ₂ O)	25.5	22.5	21.1
	2005年実績	2013年実績	2030年の排出量の目標
代替フロン等4ガス	27.7	38.6	28.9
HFCs	12.7	31.8	21.6
PFCs	8.6	3.3	4.2
SF6	5.1	2.2	2.7
NF3	1.2	1.4	0.5
	2005年実績	2013年実績	2030年の吸収量の目標
温室効果ガス吸収源	-	-	37.0
森林吸収源対策	-	-	27.8
農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進	-	-	9.1

単位:百万トンCO₂ 4

▲（出典）平成 28 年 5 月「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」の概要（内閣官房・環境省・経済産業省）」より



▲（出典）JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター H27/12/12 地球温暖化フォーラム配布資料を加筆

参考資料 2 温室効果ガスの排出係数及び地球温暖化係数一覧

			排出係数		地球温暖化 係数	
			数 値	単 位		
二酸化炭素	電力の使用		公表値※ ¹	kg-CO ₂ / kWh	1	
	燃料の燃焼	都市ガス	2.0944※ ²	kg-CO ₂ / m ³	1	
		L P ガス	3.00	kg-CO ₂ / kg	1	
		ガソリン	2.32	kg-CO ₂ / ℓ	1	
		灯油	2.49	kg-CO ₂ / ℓ	1	
		軽油	2.58	kg-CO ₂ / ℓ	1	
		重油（A重油）	2.71	kg-CO ₂ / ℓ	1	
メタン	自動車の走行	ガソリン	乗用車	0.000010	kg-CH ₄ / km	25
			バス	0.000035	kg-CH ₄ / km	25
			軽自動車	0.000010	kg-CH ₄ / km	25
			軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ / km	25
			普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ / km	25
			小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ / km	25
			特殊用途車	0.000035	kg-CH ₄ / km	25
			その他・特殊※ ³	0.000035	kg-CH ₄ / km	25
		軽油	乗用車	0.000002	kg-CH ₄ / km	25
			バス	0.000017	kg-CH ₄ / km	25
			普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ / km	25
			小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ / km	25
			特殊用途車	0.000013	kg-CH ₄ / km	25
			その他・特殊※ ³	0.000017	kg-CH ₄ / km	25
一酸化二窒素	自動車の走行	ガソリン	乗用車	0.000029	kg-N ₂ O / km	298
			バス	0.000041	kg-N ₂ O / km	298
			軽自動車	0.000022	kg-N ₂ O / km	298
			軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O / km	298
			普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O / km	298
			小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O / km	298
			特殊用途車	0.000035	kg-N ₂ O / km	298
			その他・特殊※ ³	0.000044	kg-N ₂ O / km	298
		軽油	乗用車	0.000007	kg-N ₂ O / km	298
			バス	0.000025	kg-N ₂ O / km	298
			普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O / km	298
			小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O / km	298
			特殊用途車	0.000025	kg-N ₂ O / km	298
			その他・特殊※ ³	0.000025	kg-N ₂ O / km	298

排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）より該当部分を抜粋。

※ 1 毎年公表される電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）によります。

※ 2 都市ガスの排出係数は、発熱量として 42.0GJ/1,000N m³を用いた場合の数値です。

※ 3 道路運送車両法施行規則別表第 1 により定められた「大型特殊自動車」及び「小型特殊自動車」を指します。同施行令には当該車両の排出係数が定められていないため、1 次計画において市が独自に定めた排出係数を据え置いて用います。

参考資料 3 対象施設等一覧

総務課	商工観光課	地域振興課
五泉市役所 防犯灯	城跡公園 村松公園	五泉市村松支所
環境保全課	農村工業団地公園	消防本部
斎場 五泉駅自転車駐車場（駅前・南口） 北五泉駅西側自転車駐車場 馬下駅北側自転車駐車場 猿和田駅北側自転車駐車場 不燃物埋立地 回転灯	露店市場 定期露店市場倉庫 咲花駅前広場 さくらんど温泉 指	消防署庁舎 消防団消防器具置場
健康福祉課	よりね家 指 観光開発会館 指	消防村松分署
村松保健センター 福祉会館 指 虹工房 指 あさひの家 指 こすもすの家 指	ふるさと展望台 黄金の里会館 指 は〜とふる五泉館 公衆便所等	消防署村松分署庁舎 消防団消防器具置場
高齢福祉課	都市整備課	教育委員会学校教育課
馬下保養センター 老人福祉センター 村松老人福祉センター きなせや悠遊館 村松デイサービスセンター 指 五泉地域包括支援センター いきいきシニアプラザむらまつ	栗島公園 西公園 町屋公園 南公園 太田児童公園 清流の里川瀬公園 地域環境保全（山崎地区）公園 ポケットパーク 夏針河川公園 新関駅東口広場 五泉駅南側駅前広場ほか 三本木排水樋管ポンプ制御室 グレーダー車庫・格納庫等 水防資材倉庫	五泉小学校 五泉南小学校 五泉東小学校 川東小学校 巢本小学校 橋田小学校 村松小学校 大蒲原小学校 愛宕小学校 五泉中学校 五泉北中学校 川東中学校 村松桜中学校 第一幼稚園 村松幼稚園
こども課	上下水道局	教育委員会生涯学習課
さくら保育園 かわひがし保育園 こぼと保育園 あさひ保育園 つくし保育園 すもと保育園 はしだ保育園 村松第1保育園 川内保育園 大蒲原保育園 総合保育園 白山子育て支援センター さくら学童クラブ 村松子育て支援センター 学童クラブげんき童夢 いずみ学童クラブ 南っ子学童クラブ 保健センター 児童遊園	五泉浄水場 五泉第1水源 五泉第2水源 五泉第3水源 五泉第5水源 五泉配水池 東部浄水場 東部第1水源 東部第3水源 東部配水池 菅沢浄水場 村松浄水場 村松第2水源 村松第3水源 村松第4水源 村松第5水源 村松第1・2配水池 村松第3配水池 刈羽加圧ポンプ 矢津川送水ポンプ 川内第1配水池 川内第2配水池 田川内浄水場 蛭野浄水場 戸倉・大蒲原浄水場 高松浄水場 汚水ポンプ	教育委員会生涯学習課村松事務所
農林課		さくらんど会館 村松公民館 戸倉コミュニティ会館 チャレンジランド杉川 郷土資料館 民具資料館 陶芸施設
東公園 橋田農村公園 南田中農村公園 千原農村公園 矢津農村公園 五箇農村公園 蛭野農村公園 十全農村公園 蒲原農村公園 門原トンネル		教育委員会スポーツ推進課
		森林公園 野球場 総合会館 村松体育館 村松武道館 五箇スポーツ会館 村松野球場 陸上競技場 市民プール管理棟 村松プール 村松テニスコート 川内体育館 十全体育館 山王体育館
		教育委員会図書館
		図書館 村松図書館

指・・・指定管理者施設を表す。

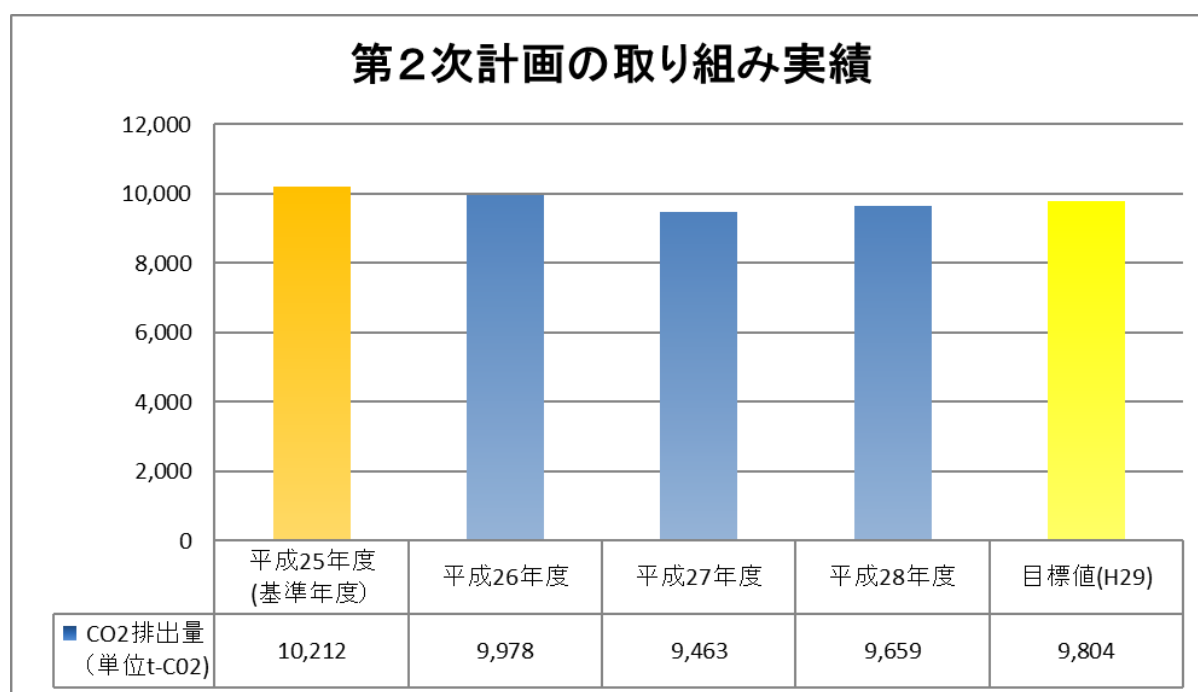
参考資料 4 前計画（第 2 次計画）の取組み結果

前計画では，平成 25 年度を基準に毎年 1 %の温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組み，結果は次のとおりとなっています。平成 28 年度までの傾向を見るに，目標は概ね達成状況にあるものといえます。

なお，同計画では，排出係数について，基準年度である平成 25 年度の排出係数を固定して算出することとしていたため，計画本編中における各年度の排出量として記載した数値とは異なっています。

(単位 t-CO₂)

	平成 25 年度 (基準年)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	目標値 (H29)
排出量	10,212	9,978	9,463	9,659	9,804
対基準年度	—	97.7%	92.7%	94.6%	96.0%



参考資料 5 用語集

*1 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことです。

*2 国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）によって 1988 年 11 月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場です。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としています。

*3 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律で、国内におけるエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的とするものです。平成 20 年の改正により、エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kl を超える事業者（「特定事業者」）は、エネルギーの使用実態やエネルギーの合理化策等を国へ報告することが義務付けられるようになりました。

*4 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのことで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとされています。

*5 COP21

気候変動枠組条約※を締結した国々が参加する 21 回目の会議（Conference of Parties＝国連気候変動枠組条約締約国会議）のことで、2015 年 11 月 30 日からフランス・パリで開催されました。ここでは、2020 年以降の温暖化対策の国際的な枠組み『パリ協定』が採択され、京都議定書※と同じく、法的拘束力の持つ強い協定として合意されました。

※ 気候変動枠組条約・・・「気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）」のことで、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。1994 年 3 月に発効しました。

※ 京都議定書・・・1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で合意されたもので、先進国の拘束力のある削減目標が明確に規定されました。世界全体での温室効果ガス排出削減へ向けて、大きな一歩を踏み出したものと評価されています。一方で、途上国やすべての先進国が参加するものではなかったことも問題とされていました。パリ協定は、途上国を含むすべての参加国が、削減へ参加することに合意したものであり、非常に画期的なものとされています。

***6 指定管理者制度**

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。この制度が導入されたことにより、これまでは公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。

***7 PPS**

既存の大手電力会社である一般電気事業者（現在、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力など）とは別の、特定規模電気事業者（PPS:Power Producer and Supplier）のことで、「契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（PPS）をいいます。五泉市では、五泉市本庁舎のほか複数の施設において、PPSより電力供給を受けています。

***8 排出係数**

エネルギーを使用することによって排出される温室効果ガスを算定するための係数です。使用量に排出係数を乗じ、温室効果ガスの排出量を算定します。

***9 エネルギー消費原単位**

施設におけるエネルギーの使用の効率を表す指標です。エネルギーの使用量を、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）で除することで算出します。

なお、省エネ法により、事業者は、エネルギー消費原単位を毎年1パーセント以上低減させるよう努めることが義務付けられています。

*10 エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のことで、燃料の使用量を抑制するとともに、排気ガスの排出量を抑えることを目的としています。

【エコドライブ 10 のすすめ】

1. ふんわりアクセル e スタート（やさしい発進）
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適正に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう



【出典】エコドライブ普及連絡会（警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省）

*11 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、再生材等環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。グリーン購入に該当する製品については、以下のような環境ラベルが表示されています。



古紙/パルプ配合率70%再生紙を使用 など

*12 次世代自動車

電気自動車、ハイブリッド自動車といった、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。

*13 高効率機器

エネルギーの消費効率に優れた機種のことです。導入に当たっては、省エネ法第5条第1項の規定に基づいて経済産業大臣が公表する「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」（平成21年経済産業省告示第66号）に示されている基準部分の新設に当たっての措置及び目標部分並びに省エネ法第14条第2項に規定する指針（「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」、「特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」）を参考とします。

第3次ごせんエコモーションプラン

五泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成30年4月発行

編集発行 五泉市環境保全課

〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1

電 話 0250-43-3911

ファクシミリ 0250-41-0006

E-mail kankyo@city.gosen.lg.jp

ホームページ <http://www.city.gosen.lg.jp>

